

静岡県告示第343号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館の観覧料徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月23日

静岡県知事 川勝平太

1 徴収受託者

(1) 前売券受託者

地区	受託者名称	所在地
県内	株式会社大和文庫	静岡市清水区清水町5番18号
	株式会社戸田書店	静岡市清水区銀座4番6号
県外	株式会社マイブックサービス	東京都千代田区神田猿樂町2丁目5番8号

(2) 前売券・当日券受託者

地区	受託者名称	所在地
県外	株式会社ローソンエンタテインメント	東京都品川区大崎一丁目11番2号
	チケットぴあ名古屋株式会社	愛知県名古屋市東区東桜二丁目13番32号
	コミュニティ・ネットワーク株式会社	東京都文京区本郷3-19-2 BHビル
	株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで